

# 初期株式会社における 定期的な財務報告の実施

——17世紀後半ロンドン東インド会社の資本評価（1664・1671・1678年）——

杉田 武志

## 第1節 はじめに

イギリス東インド会社（1600-1874年）<sup>1)</sup>における定期的な財務報告の歴史を辿ると、17世紀後半期ロンドン東インド会社において7年周期（1664, 1671, 1678, 1685年）で実施された資本評価（Valuation of the Company's Stock）まで遡ることができる<sup>2)</sup>。その後、18世紀半ば以降になると、財産有高に関する計算書（Statement of the Company's financial position：1768-1793年）等が年次ごとに作成されている様子が現存する史料<sup>3)</sup>からうかがえる。ただし、こうした財務報告に関する会計記録の多くが現存しているにもかかわらず、

---

1) 一般的にイギリス東インド会社とは、ロンドン東インド会社（Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies：1600-1709年）、同社に対抗して設立された新東インド会社（English Company trading into the East Indies：1698-1709年）と、それらが統合し、成立した合同東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies：1709-1874年）をまとめた総称である。この三社は、1602年に設立された連合ネーデルラント東インド会社（Verenigde Nederlandse Oost-Indische Compagnie：VOC、通称オランダ東インド会社）との比較などから、総称として呼ばれることが先行研究において多くみられる。本稿では、ロンドン東インド会社を考察対象としている。

なお、後で詳述するが、設立当初、古きギルド制に端を発する制規組合（regulated company）の形態が採られていたが、1662年に交付された「破産宣告者に関する布告の条例」（An Act declaratory concerning Bankrupts）によって、同社は全社員の有限責任制を備えて株式会社への転換を図った（大塚 [1969] 184-186, 448-449, 471-473, 504頁）。

2) 17世紀前半においては1621, 1638, 1641, 1645, 1655年などに財産有高の報告が行われていたことが議事録などからうかがえる。これらは、別稿で取り上げることとする。

3) ロンドンの大英図書館（British Library）に東インド会社に関する史料の多くが所蔵されている。当時のロンドン本社理事会（Court of Committee）の議事録、海外にある商館地の記録文書等多くの史料が同図書館に所蔵されており、そのうち会計に関する史料としても1664年から1874年までの本社における元帳（General Ledger）、現金仕訳帳（General Cash Journals）、普通仕訳帳（General Commerce Journal）等や財務報告に関する書類も所蔵されている。

なお、関連史料の総数は30万以上の巻数を数え、アルファベットの書架番号（A-Z）による分類も50以上に上る。そのうち、同社の元帳や仕訳帳を含む同社の会計に関する記録は、書架番号L/AG（Accountant General's Records：1601-1974年）に属しており、そこには約8,200巻以上の史料が所蔵されている（Moir [1988] pp. 127-130, 156-163）。

その特徴のすべてが明らかとなっているわけではない。さらに、株式会社の誕生を見た17世紀を対象とし<sup>4)</sup>、世界最古の株式会社の一つである東インド会社の財務報告に関する書類等を取り上げ、その作成方法などを検討することは、誘導法に基づく財務表の登場という会計史研究における個別論点にも関連している。

そこで、本稿では一連の研究の取りかかりとして、まず定期的な財務報告の先駆けともいえる17世紀後半ロンドン東インド会社の財産有高の報告に相当する、資本評価のうち、第1回目(1664年)、第2回目(1671年)、第3回目(1678年)のものを対象として、その特徴を整理して作成方法(元帳締切時の勘定残高に基づいて作成するか否か)などについて考察することを主な目的とする<sup>5)</sup>。特に第2回目、第3回目の資本評価は、元帳の締切と同じタイミングで実施されていることもあり、これらは1664年に導入された複式簿記<sup>6)</sup>の記録との関係が問われるところである。なお、本稿では、1685年に実施された第4回目の資本評価については検討していないので、これについては別稿において取り上げるつもりである。

## 第2節 ロンドン東インド会社の概要と同社に関する先行研究の検討

### 第1項 17世紀東インド会社の歴史

1600年にイギリス商人たちは、東方への航海により胡椒や香料を獲得することを目的として Elizabeth I から「喜望峰よりマゼラン海峡に至る「東インド」の地域内で排他的・独占的な貿易を営む特権を認められ<sup>7)</sup>、東インド会社を設立する。ここに、イギリス東インド会社(1600-1874年)の約270年にもわたる歴史が幕を開けるわけである。

この会社の事業活動はというと、東インドへの航海に赴き、胡椒・香料などの商品を調達し、それらを本国へと持ち帰り、販売することであった。ロンドンに本社が置かれ、航海先となったアジアやインド各地に商館が置かれた。例えば「1613年までパンタン(ジャワ島)、スラト(インド北西部の港町)に商館を建設し<sup>8)</sup>、1639年頃にはマドラス(現チェ

4) 1600年設立ながらも設立時は株式会社の形態を備えていなかったロンドン東インド会社は、既述のように1662年に全社員の有限責任制を備えて株式会社となることから、1602年設立時には株式会社の様相を呈していたオランダ東インド会社に次いで史上2番目の株式会社の誕生を意味する。

5) なお、本稿ではイギリス式貸借対照表の形式(借方に負債、貸方に資産を配置)、原型については、検討対象としておらず、検討の範囲を限定している。

6) 複式簿記は、主に本社会計帳簿において、国内の記録だけでなく、海外の各商館地の記録も含めた、膨大な商品の受払いを中心として、そこから生じる債権債務の発生と消滅、および私貿易による罰金の発生と徴収など、財産の一括的な記録管理を目的として導入された(杉田[2012]101頁)。

複式簿記では、一取引が貸借の二面的な記入、複式記入によって記帳が貫徹されることになる。そこでの計算機構における基本的要素は勘定であり、この勘定は「1つの閉ざされた有機的関連を持った体系的組織」から成る。具体的にいえば、勘定は実在勘定と名目勘定から構成され、この勘定間の相互関連、つまり実在勘定と名目勘定が統合することによって、体系的勘定組織が構成されることになる(小島[1965]30-31, 66頁)。

7) 西村[1960]26頁。

8) Chaudhuri[1965] p. 16.

ンナイ)、1660から1670年代にはボンベイ(現ムンバイ)などにも商館を建設した。商館が現地の活動の拠点となっていた<sup>9)</sup>。商館では、主に代理人を雇うことで、商品の調達を実施していたのである。この当時、胡椒・香料などは調味料としてだけでなく、薬としての効能も期待されたことから、ヨーロッパでも高価な商品として取り扱われた<sup>10)</sup>。そのため、同社の船舶が一度、インドから帰国すれば(商品を持ち帰れば)、それは多額の利益の獲得を意味した。まだまだヨーロッパでは珍しかった胡椒、香料などの売却によって、同社に出資した株主たちもまた、その分け前にあずかったのである<sup>11)</sup>。

同社の設立当初は香料、胡椒が輸入商品の中心であったが、1660年代頃から、キャラコなどのインド産織物や、1650年頃から飲用され始めていた茶、コーヒー、砂糖などの輸入も増えていった<sup>12)</sup>。特に、キャラコや木綿がインドからの輸入品全体に占める割合は、金額に換算しておよそ60から70%と極めて高いものであったとされる<sup>13)</sup>。

東インド会社の貿易(1660-1760年)、組織、財務にも詳しい Chaudhuri [1978] などによると、17世紀後半ではキャラコや木綿の輸入が急激に増加する一方で、香料、胡椒の輸入量は減少していったわけでもなく、むしろ、香料、胡椒の輸入量もまた、17世紀前半よりも増加していたことが示されている<sup>14)</sup>。とはいえ、この当時、「東インドからの輸入品

9) 1664年にはスラト管区が全てのインドの中で、重要な拠点であったが、1687年にはスラトを抜いてボンベイがインドにおける会社最大の営業拠点となった。バンタンに関しては、1651年から1659年の間、オランダにより出入港禁止措置が採られていたが、再び港に出入りするようになってからは、スマトラ管区を中心として再度、商館を置き1682年まで大量の胡椒を供給し続けた(Chaudhuri [1978] pp. 49, 53-54)。

商品の輸入量だけで見ると、1664年の時点で、スラトとバンタン、コロマンデル・コース(インド南東部の海岸エリア)、ベンガルの占める割合はそれぞれ36%、10%、35%、18%であった。1700年以降では、ベンガルの割合が47%に達し、それ以後はほとんど5割をきることはなかった。ベンガルなどは、インドの中でも西側にあるボンベイよりも、インドにおける地域内取引港として主要な地位を固める(Chaudhuri [1978] pp. 51, 97-98)。

10) Chaudhuri [1978] pp. 148, 208-211.

11) なお、東インド会社による、胡椒・香料などの輸入商品の販売方法であるが、基本的には競売が採用されていた。

12) 西村 [1960] 84頁。

13) Chaudhuri [1978] pp. 148, 208-211.

東インド会社が持ち込んだキャラコなどのインド産織物は、1660-1760年代において東インドからの輸入品の中では首位を占め続けていたのである(浅田 [1984] 117頁)。

14) Chaudhuri [1965] p. 148, Chaudhuri [1978] p. 319, 浅田 [1984] 86頁。

例えば、輸入された胡椒のうち、黒胡椒のアジアからの輸入量は次のようになっている。

アジアからの黒胡椒輸入量

年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)
1664	1,167,995	1669	3,042,003	1674	1,347,384	1679	2,783,027	1684	1,318,231
1665	2,224,995	1670	4,295,702	1675	4,437,224	1680	3,031,381	1685	1,836,825
1666	0	1671	2,874,429	1676	4,557,106	1681	5,109,345	1686	454,151
1667	194,175	1672	7,586,234	1677	8,127,765	1682	2,302,008	1687	1,423,402
1668	0	1673	844,687	1678	4,377,079	1683	1,279,818	1688	1,820,804

(Chaudhuri [1978] p. 529 に基づいて筆者作成)。

の中で首位を占め続けたのはキャラコなどのインド産織物であった」<sup>15)</sup>。

急激に輸入量が増えたキャラコなどのインド産織物は産業構造の変化をもたらすことになる。「木綿工業の発展には、インド産綿布、キャラコの輸入が大きい関連をもっていた」<sup>16)</sup>と考えられるように、キャラコ、木綿の需要の増大が、イギリスにおいて木綿工業を促進することとなる。「機械による織物の大量生産が18世紀末頃から本格化する」<sup>17)</sup>のであった。このため「産業革命を始動させたものが繊維工業」<sup>18)</sup>であったともいわれる。

もちろん、こうしたインド産織物の輸入の背景には、アメリカ大陸から銀を輸入し、それがアジアの物産を購入する資金となっていたわけである。羽田 [2007] でも述べられているが、イギリスはもとより、「ヨーロッパの人々は、南北アメリカを植民地化しなければ、また、アメリカで銀山が発見されていなければ、彼らはアジアの物産を購入する資金を十分に用意することができなかった」<sup>19)</sup>ともいわれる。

さて、既述のように、同社は東インド貿易に関する独占権を保持していたものの、諸外国、特にオランダとの競争は激しさを増していた。17世紀中葉頃、同社は、3度にわたる英蘭戦争(1652-1654, 1665-1667, 1672-1674年)により幾度も損害を受け、1660年代には大きく貿易量が落ち込んでおり、1664年には、戦争の恐れから、会社の業務を制限するほどであった<sup>20)</sup>。その影響は貿易面でも顕著であり、Chaudhuri [1978] によれば、供給も中断されたことが指摘される<sup>21)</sup>。例えば、1666年、1668年の黒胡椒の輸入がゼロになったほどである<sup>22)</sup>。1664年3月末には、東インド会社の代表が、英国下院の特別委員会におい

17世紀前半の胡椒に関するインドからの輸入量を示すと以下のとおりである。アジアとインドというエリアの違いを考えると単純には比較できないものの、ある程度の輸入の割合が見て取れる。

インドからの胡椒輸入量

年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)	年	数量 (lb)
1603	1,030,000	1615	510,380+	1622	1,614,875	1629	1,065,055	1636	974,220
1606		1616	783,062+	1623	1,057,250	1630	790,125	1637	
1609	419,580	1617	1,748,057+	1624	1,685,008+	1631	454,888	1638	885,749
1610		1618	1,482,500	1625	1,269,540	1632	1,072,000	1639	
1611		1619	291,400	1626	2,927,850+	1633	1,750,000	1640	600,000+
1613	999,749+	1620	480,000	1627	1,237,780	1634	480,000+		
1614	597,320+	1621	980,125	1628	1,111,821	1635	860,000+		

(Chaudhuri [1965] pp. 148-149 に基づいて筆者作成)。

15) 浅田 [1984] 118頁。

16) 浅田 [1984] 118頁。

17) 羽田 [2007] 275頁。

18) 浅田 [1984] 118頁。

19) 羽田 [2007] 354頁。

銀は主にニュー・アメリカ(メキシコ)のメキシコシティ、ベラクルーズからスペインのセビリヤ、カディスを経てロンドンなどの都市へと持ち込まれた(Chaudhuri [1978] p. 153)。

20) Sainsbury [1925] pp. xii, 221.

21) Chaudhuri [1978] pp. 319, 529.

1666年にはロンドン大火でも在庫の商品が多大な損害を受けている(Chaudhuri [1978] p. 319)。

22) Chaudhuri [1978] p. 529.

て、オランダから被った被害、具体的には、商品、船舶、商館の破壊、焼失を報告し、この時期における貿易の全般的な衰退についても述べている<sup>23)</sup>。

貿易をその主な活動としていた同社の組織形態はというと、設立当初、古きギルド制に端を発する制規組合の形態が採られ、その中に一航海ごとに航海を実施するための個別企業が設立された<sup>24)</sup>。1613年には個別企業に代わって、複数の航海を運営するために一企業を設立する合本企業 (joint-stock company) 制<sup>25)</sup> が採用される。それから1662年に交付された「破産宣告者に関する布告の条例」によって、同社は全社員の有限責任制を備えて株式会社への転換を図った<sup>26)</sup>。その後、ロンドン東インド会社は、同社に対抗して設立された新東インド会社と統合し、その結果、合同東インド会社が成立する。これら3社を含めると、イギリス東インド会社は200年以上にわたり存続したことになる。

なお、株式会社の成立要件であるが、株式会社発生史に詳しい大塚 [1969] によると、「全社員の有限責任制、会社機関の存在、およびこの基本的特質に加えて、譲渡自由なる等額株式制、確定資本金制と永続性」<sup>27)</sup> の4つの要件を備えることが指摘されている。株式会社の成立の一指標である会社機関は、株式会社以外の合名会社および合資会社においても、一般的に備えられている。さらに譲渡自由なる等額株式制にしても、またその結果としての確定資本金制にしても、いずれも株式会社の萌芽形態ないしは「生成の状態において」であるとはいえ、合名会社および合資会社においても見出されるところである<sup>28)</sup>。

これらの指標は、「株式会社形態において、「全社員の有限責任制」の確立と関連しつつ、全面的に展開され、完成」<sup>29)</sup> されることになる。ゆえに、株式会社の成立における決定的な指標は全社員の有限責任制であるとしている<sup>30)</sup>。

## 第2項 東インド会社の財務報告における会計史研究の意義

世界で2番目に古い株式会社であるイギリス東インド会社は、胡椒、茶などの貿易に代表される東インド貿易において重要な存在であっただけでなく、世界で最初に株主総会を備えた株式会社や植民地支配会社としても知られる。それゆえ、イギリス史だけでなく経

---

23) Sainsbury [1925] p. v.

24) 大塚 [1969] 184-186, 449頁。

25) 合本企業の主な特徴は2つあり、第1の特徴は、東インド会社の内容をなす会社企業が、外郭たるカンパニーの全メンバーの出資によって構成されるに至ったこと、すなわち内容たる会社企業の規模と外郭たるカンパニーの人的規模が一致せしめられるに至ったことである。第2の特徴は、各航海ごとに会社企業を設立し、その航海終了時に企業を清算し解散するといった当座性は姿を消し、少なくとも数航海を含む比較的永続性をもった会社企業が設立されるようになったことである (大塚 [1969] 470-471頁)。

26) 大塚 [1969] 184, 500-501頁。

27) 大塚 [1969] 24頁。

28) 大塚 [1969] 24頁。

29) 大塚 [1969] 24頁。

30) 大塚 [1969] 24-25頁。

済史などの領域において貿易、植民地支配、大英帝国、株式会社の生成をテーマとした研究が1900年頃から進められており、その蓄積が目立つ。

他方、同社の会計史研究はといえば、Scott [1910]、Winjum [1970]<sup>31)</sup>、Yamey [1949/1970/1977]、茂木 [1994]<sup>32)</sup> や Bryer [2000] 等による蓄積がみられる<sup>33)</sup>。これらのうち、財務報告について取り上げた主な先行研究として Scott [1910]、Winjum [1970] や Baladouni [1986a/1986b] が挙げられるものの、対象が限定的である<sup>34)</sup>。Winjum [1970] では、主に複式簿記が導入された1664年頃およびその前後に焦点を当てて、この当時の会計的側面における全体像を示す中で、1664年、1671年の会社資本評価が取り上げられている。

Baladouni [1986a] では、17世紀前半に作成された、第2次合本、第3次合本における報告書に焦点を当てている。一方、Baladouni [1986b] は、合同東インド会社が1783年に作成した「Ballance of Accounts」を分析対象としている<sup>35)</sup>。ただし、これらの研究では、その記載内容に関する考察が行われているものの、その作成方法までは明らかとしていない。その他に同社の貿易や経営に詳しい Chaudhuri [1978] は、1685年等の会社資本評価について解説を行った<sup>36)</sup>。我が国では、高寺 [1965/1966/1969/1973] などが、イギリス式貸借対照表の形式という観点から1671年、1678年等の資本評価を取りあげている<sup>37)</sup>。

本稿では、第1回(1664年)から第3回(1678年)までの資本評価を包括的に取り上げ、その傾向を整理するとともに、これまであまり焦点が当てられなかった、具体的な作成方法(誘導法か否かという点)について、第2回目、第3回目の資本評価を取り上げ、元帳と

31) 主に複式簿記が導入された1664年とその前後の17世紀中葉頃に焦点を当てて、この当時の会計的側面における全体像を示した。しかし、ここで研究対象としている一次史料はわずか2、3冊の元帳、仕訳帳だけであり、対象期間は17世紀中葉のみという限定的なものであった。

32) 17-19世紀にかけて断片的であるが数冊の元帳、仕訳帳を対象とした茂木 [1994] では、勘定組織を主に考察しているものの、会計報告については研究対象としていなかった。

33) 産業革命期前の17、18世紀前半に限ると、株式会社はもちろん、貿易会社や植民地管理会社という側面を持った会社の会計報告を対象とした研究は多くはない。そのような中で、会計報告の史的展開についての主な先行研究としては、19-20世紀を対象とした Lee and Parker [1979] や Edwards [1989] などが挙げられる。他にも先行研究は複数見られるが、その中でも近年の研究で、McCarthy and Arnold [2002]、Arnold and McCarthy [2008] などがあり、これらは19-20世紀イギリスの運河、鉄道会社の会計報告を中心に取り上げている。

国内では、中村 [1991]、村田 [1995] が鉄道、運河会社に焦点を当て、佐々木 [2010] は鉄道会社の会計報告について考察を行っている。その他に、橋本 [2008] における連合東インド会社の総合状態表、中野 [1993] におけるプレントイス商会(1733年)の貸借対照表、U. S. スティール の貸借対照表や渡邊 [1993] におけるジェームズ・フィンレイ商会の1789-1935年の残高帳(Balance Book) が検討されている。

34) Baladouni [1990] では、1782年5月1日付の財産表を取り上げている(Baladouni [1990] p. 27)。

35) Baladouni [1986b] pp. 59-64.

36) Chaudhuri [1978] p. 424.

37) 高寺 [1965/1966/1969/1973]、Takatera [1967] など、および Yamey [1970] などが1671年の資本評価などについて取り上げ、イギリス式貸借対照表の原型に関する議論を展開している。詳細は上記の先行研究などを参照されたい。

の関係から検討していく。

### 第3節 会社資本の評価の開始

ロンドン東インド会社では、1664年8月の複式簿記の導入<sup>38)</sup>から4ヵ月後の同年12月に、初めて会社の資本評価額を表す資本評価が出資者総会（＝株主総会）に提出された。この資本評価は、1657年の特許状において、7年経過後、3年ごとに会社資本の評価を行うことが規定されていた。この定期的な会社資本の評価は、持分を算定して会社から資本を引き出したり追加出資を行ったりすること、すなわち出資者の自由な参加および退社を可能とすることを目的としていたのである<sup>39)</sup>。

第1回目の会社資本の評価は、設立趣意書の7年後の1664年12月12日に総会で報告された。そこに含まれた財産項目は、1664年12月1日付けのものであった。出資者総会では財産の項目から報告が行われ、続いて債務の項目が報告されている。詳細であるが、図表1に示すように、各仕向地先のスラト、アチェ、カルワル、ポラカッド、バンタン、マカッサル、ジャンビ、フォート・セント・ジョージ、マスリムパタム、ペタポリ、ピラバラッサルム、ベンガル湾における商品、家屋、食糧、船舶の積荷、回収可能な貸付、ギニア、ペルシアでの残りもの、フォート・セント・ジョージ（マドラス）<sup>40)</sup>、セント・ヘレナ島（南大西洋の島）における関税、家屋など£435,713.15s.6d、イギリスにある貨幣、建物・出資金・賃貸借による収入£76,577.11s.3d、商品の販売代金（商品ははまだ会社の倉庫に保管されている）£127,935.4s.2d、商品の販売代金（商品引渡済み）£21,316 1s.2d、そして財産合計額£661,542.12s.1dが読み上げられた後、債務の見積合計額£165,807 11s.7d.が述べられた<sup>41)</sup>。

財産に関しては、海外の商館地と本国が識別して報告されており、海外のものに関しては当時の東インド貿易の拠点となっていたマドラスや17世紀中葉に同社へと行政権が付与された南大西洋のセント・ヘレナ島などが含まれていることが示されている<sup>42)</sup>。

なお、これらの財産の項目には、英蘭戦争で被った損害に対する請求額や戦争で獲得した戦利品などの合計額£260,182.3s.は考慮されていなかったことが記されている。本社理事会では、英蘭戦争に関する現地の商館の損害や船舶の損害などの報告は頻繁に行われて

38) 1664年の複式簿記導入とともに会計帳簿（元帳、普通仕訳帳等）が現存する。その最古のものが元帳B（1664年8月-1669年3月）である。ただし、大英図書館のレファレンスには、少なくとも19世紀までは、複式簿記導入前に元帳A（IOR/L/AG/1/1/1）が所蔵されていたことが説明されている。なお、B、Cなどの元帳を識別するナンバリングは、東インド会社によるものである。

39) Sainsbury [1925] pp. 115-116; Winjum [1970] pp. 352-353.

40) 同社が1639年にマドラスの土地を獲得し、1640年にはフォート・セント・ジョージ（要塞）を建設した。

41) この当時、イギリスの通貨単位として12進法と20進法が併用されていたので、1£=20s=240dとなる。

42) 同時期の元帳にも、仕向地先の航海勘定として、スラト、バンタン、マドラスの3つの航海勘定が設定されている。

図表1 東インド会社の第1回目の資本評価(1664年)

## The Valuation of the Company's Estate

The following is calculated to be the position on December 1, 1664. Value of goods, houses, provisions, freight of ships, and good debts abroad, viz. at Surat, Achin, Kārwär, Porakād, Bantam, Macassar, Jambi, Fort St.

George, Masulipatam, Petapoli, Vīravāsaram, and the Bay of Bengal, with the remains in Guinea and in Persia, the customs, houses, and privileges there, Fort St. George, and St. Helena 437,713/. 15s. 6d. Money and goods in England, expenditure for this year's investments, and the lease Money due for Goods sold, but still in the Company's warehouses 127,935/. 4s. 2d. Money due for goods delivered 21,316/. 1s. 2d.

Total assets, 661,542/. 12s. 1d.

Company's liability (including 79,620/. 5s. 1d. for unclaimed dividends and the dividend yet to be paid for July 1665) are estimated 165,807/. 11s. 7d., leaving an excess of assets over liabilities of 495,735/. 0s. 6d.

From this may be deducted 14,876/. 8s. to even the account and provide for bad debts at the Coast and Bay, and there will then remain 480,858/. which is equivalent to original stock of 369,891/. 5s., plus thirty per cent., i. e. a return of 130 per cent. on the capital. These figures take no account of the claims on the Dutch for damages, amounting to 260,182/. 3s., besides compensation for 'the spoils on Pularoone and the fruies of the island since their uniuist detention of it'

出所: Sainsbury [1925] pp. 113-114 に基づき筆者作成。

おり、そのうち、1659年から1662年の間にオランダから被った損害合計は £234,297.11s, 1667年までの損害合計としても £293,751.10s. もの金額が報告されていた。これらの金額は、1664年に総会で報告された第1回会社資本評価における財産有高 £661,542 12s.1d. と比較しても、小さくないことがうかがわれる。

債務の項目には、請求されていない配当、1665年7月までに支払われた配当 £79,620. 5s.1d が含まれている<sup>43)</sup>。財産合計から債務合計が差引かれ、その差額は £495,735.0s.6d である。これから、勘定を均衡させ、コースト・アンド・ベイ<sup>44)</sup>における不良債権をあてがうために控除する。債権と債務の差額である £480,858.12s.6d は、新合本の出資総額 £369,891.5s<sup>45)</sup> の30%増加に相当することが報告された。

この資本評価が読み上げられた後、総裁は、仮に出資者の一人でも、この評価に関する詳細を知りたければ、会社の報告書を納めてある場所に自由に入出入りして、出資者はその

43) 当時、戦争関連の支出が増加する傾向にあり、社内に現金を残しておけば、それが戦費として用いられることに危惧を抱いた理事会は、現金を出資者に払い戻すべきことを決定している。1666年2月2日に40%、3月27日に10%の配当宣言が行われ、1667年2月20日に合計50%が一括して現金で支払われ、多額の現金が出資者に返還された後は、1666年から1671年までのおよそ5年間は配当宣言が行われることさえなかった (Scott [1910] pp. 178-179; Sainsbury [1925] pp. 211-212)。

44) コースト・アンド・ベイ (Coast & Bay) の代理人勘定および航海勘定は元帳 B, C, D を通じて見られないが、地理的にコロマンデル・コーストおよびベンガル湾 (Bay of Bengal) を包括する幅広いエリアの中でも中心的な貿易拠点がマドラスであったことから、資本評価に記載されるコースト・アンド・ベイは、マドラスを含むエリアとして認識できると考えられる。

45) 新合本への出資者は資本台帳に記載されている (British Library, IOR/L/AG/1/10/2 fol. 1-7)。

資本評価の詳細について検閲することができる」と述べた。これに関して、総会全体の承認が得られ、出資者が資本の増加および会社の経営に関して、非常に満足していることが理事側へ伝えられている。さらに、1664年12月12日の総会では、新たな出資申込者元帳によれば、出資者の中で資本を引き出し、退社した者はだれもいなかったことが総裁により報告された<sup>46)</sup>。

しかし、このおよそ2ヶ月前の10月13日、上記の評価を行うために、現在の理事会が選出されるとともに、その日から20日以内に、全出資者は各自の資本を引き出すか否かの決定を明言するように指示が出されている。これに併せて、上記期限が到来するまでは、担当者は新合本の評価を作成し始めないことも要請された<sup>47)</sup>。つまり、引き出しの宣言は、資本の評価よりも先立つものであった。出資者に対しては、資本評価に基づき、持分を算定して退社させたのではなく、資本評価の実施前に、引き出しの希望を確認しており、出資者は持分の算定を行うことができないまま、引き出しの旨を宣言する必要があった。資本評価の当初の目的として述べられた、持分を算定して会社から資本を引き出したり追加出資を行ったりすること、すなわち出資者の自由な参加および退社を可能とすることは、制限されていたものであったことがうかがえる。

当該資本評価の作成方法については、元帳の締切日と資本評価の日付が異なることや、これ以上の資料が見当たらないことから、不明である。

以上のように、既存の出資者に対しては資本評価を確認する前に資本の引き出しを宣言することが求められるものであり、当初の目的に沿ったものではなかった。実際に引き出した出資者がいなかったことにより、1665年3月16日、総会に新しい設立趣意書が提出され、そこで定期的な会社資本の評価が3年の予定から7年周期への改定が承認された<sup>48)</sup>。

#### 第4節 第2回会社資本評価の概要と作成方法

##### 第1項 会社資本の評価の概要と仮の計算書

1665年の改定設立趣意書において示されたとおり、1664年の第1回目から7年経過後の1671年8月30日に第2回目の資本評価が出資者総会で報告された。このときに、この資本評価により、出資者は資本が如何なる状況にあるのか (how stock stands) を知るができるであろうと議論されていることがわかる<sup>49)</sup>。つまり、第2回目の資本評価は、資本の状況を出資者に知らせることを目的としているともいえる。

資本評価の実施に際して、元帳C (1669年4月-1671年4月) 締切後の5月12日に、総裁から趣意書に従い、資本評価の実施に取り掛かるように命令が出された<sup>50)</sup>。この第2回

46) Sainsbury [1925] pp. 115-116.

47) Sainsbury [1925] pp. 95-96.

48) Sainsbury [1925] pp. 115-116, 133.

会社資本の評価は、5月1日から8月31日までの間に理事会により作成することが規定された (Sainsbury [1925] p. 133 footnote1)。

49) Sainsbury [1925] p. 133 footnote1, Winjum [1970] p. 353.

目の資本評価は、元帳Cの締切の日付（4月30日）と同じ日付で実施されているため、元帳記録との関係を明らかにする必要がある。当該資本評価を示した図表2のとおり、借方として資本評価の上部に記載されているのは債務合計であり、それに続いて貸借差額が記載されている<sup>51)</sup>。第1回目の資本評価において読み上げられた項目の順番とは異なり、先に債務などの借方項目、続いて債権などの貸方項目が述べられた。

なお、資本評価を作成するために見開き10頁ほどに及ぶ仮の計算書（British Library, IOR/H/4, folio 1-12）が現存しているので、そのページごとの内容を整理して図表3として示す。この仮の計算表と資本評価を照らし合わせれば、借方項目（Severall Persons as in

図表2 東インド会社の第2回目の資本評価（1671年）

1671	Stock	Dr	£	s.	d.
30-Apr	To Severall Persons as in folio(6)		361,286	11	06
	To Balance	645,827 02 03			
			<u>645,827</u>	<u>02</u>	<u>03</u>
			1,007,113	13	09

Out of this Estate is to bee deducted a division of 10 Percent made in May last amounting to £ 36989.2.6

	Stock:	Cr		Cr.
30-Apr	By Severall debts owing to the Company as in folio 1		136,735	19 00
	By Stock in Shipping as in folio 3		17,709	18 08
	By remain at Surratt & the Coast of the Cargoes of 5 Shippes Sent in Anno 1670 as in folio 7		170,586	08 10
	By Plantation of St Hellena being a place of Charge for the Accomodation of Shipping			
	By remains at Bantam and the Cost of the Cargoes of 7 Shippes Sent thither in anno 1670 as in folio 9		129,213	08 06
	By Remaines at the Fort, Metehlipatam, & the Bay & the Coast, of the Cargoes of 5 Shippes Sent thither in anno 1670 as in folio 10		235,709	11 —
	By Remaines in England as in folio 4 & 5		<u>313,255</u>	<u>11 06</u>
			<u>1,003,210</u>	<u>17 06</u>
	By Money in cash		3,902	16 03
			<u>1,007,113</u>	<u>13 09</u>

By the Profit on £9,856. 18s. 6b Cost of the Cargoes of 4 Shippes Sent to Surratt in Anno 1669 & arrived there and part of them Sold which we hope will produce 10 Percent clear of Charge

By the Profit on £ 199,815. 1s. 2d the Cost of the Cargoes of 4 Shippes from Surratt 5 from Bantam and 3 from the Coast and Bay arrived in England which we hope will produce clear of all charges about 50 Percent

By Desperate debts owing the Company at home and abroad 65,542 17 02

出所：British Library, IOR/B/31, pp. 310-311。

50) Sainsbury [1932] p. 35.

51) 本社議事録（Court Minutes: IOR/B/1-273）のうち IOR/B/31 において、第2回目の資本評価は1671年8月30日付の出資者総会報告の一部として収録されている（IOR/B/31, pp. 310-311）。

folio 6) £361,286.11s.6d は、仮の計算書の 6 丁に記載されていることが in folio 1 (見開き 6 頁 = 6 丁) という記述からわかる。その 6 丁には、1671 年 4 月 30 日に東インド会社が保有する債務 (Debts owinh by East India Company the 30<sup>th</sup> of aprill 1671 as by bookes appears £361,286.11s.6d.) であることが記載されているが、その内訳は示されていない。債務に続いて記載された「残高 (Balance)」は、財産を意味する貸方項目と債務を意味する借方との差額であることから、正味財産を意味していると思われる。それから、この正味財産部分から「5 月実施分の 10% の配当 36,989.2s.6d (Out of this Estate is to bee deducted a division of 10 Percent made in May last amounting to £36989.2.6)」<sup>52)</sup> が控除された。

続いて、資本評価の貸方項目 £1,007,113.13s.9d の詳細についてみていく。「会社が所有する債権 (Severall debts owing to the Company in folio 1)」については、仮の計算書 1 丁を見ると、1671 年 4 月 30 日における東インド会社の債権 (good debts owing the East India Company the 30th April 1671 as by books appear) として合計額 £136,735.19s. のみが記載されており、その内訳については債務と同じく記されていない。資本評価に記載された「Stock in Shipping as in folio 3」に関しては、仮の計算書 3 丁をみると「船舶の積荷 (Stock in Shipping 30th April 1671)」としてその内訳が掲載されており、Pinnace Charles £1,000, Shipe George £1,200 といったように、8 隻の船舶とその金額から構成されていることがわかる<sup>53)</sup>。しかし、これらのほとんどが元帳 C における勘定残高とは異なっている。

資本評価の「1670 年にスラト、コーストへと送り出した 5 隻の船舶の積荷残高 (remain at Surratt & the Coast of the Cargoes of 5 Ships Sent in Anno 1670)」の内訳は仮の計算書 7 丁ののっており、計算プロセスを確認すると、「商館、下部組織の記録 - 不良債権 + スラトへの積荷 (元帳 C の航海勘定の借方の一部記録: ユリウス暦の 1669 年 2 月 28 日付, 1670 年 3 月 24 日付: 積み荷) - スラトからの到着分 (仮の計算書 5 丁と重複する金額)」であることがわかる。つまり、これはスラト商館、下部組織における残高 (Remaining) からまず不良債権を控除したのちイギリスポンドへと為替換算の調整を行い、この金額に商館地への航海中の積み荷残高等を合算し、さらにスラトから到着した積荷 (仮の計算書 5 頁で計上分) を控除した額を意味している。換言すれば、この金額は商館地における商品や債権を含む財産有高を示しているのであろう。さらに、現地商館地に関する記録には、為替換算が行われておらず、換算後の本社元帳勘定の記録を用いていない、すなわち本社元帳の勘定記録からの誘導ではないことも示唆しているように思われる。

同様に、資本評価の「1670 年にバンタンへと送り出した 7 隻の船舶の積荷残高 (remains at Bantam and the Cost of the Cargoes of 7 Shippis Sent thither in anno 1670)」の詳細に関しては、仮の計算書 9 丁に、資本評価の「フォート、マチェリパタム、ベイへと送り出した 7 隻の船舶の積荷残高 (Remains at the Fort, Metehlipatam, & the Bay & the Coast, of the Cargoes of 5 Shippis Sent thither in anno 1670)」の詳細に関しては、仮の計

52) この配当は 1657 年の新合本の出資額 £369,891.5s. に対する 10% 分に相当する金額である。

53) British Library, IOR/H/4, fol. 3.

算書10丁にそれぞれ示されている。これらを見ると、バンタンとマドラス等の各商館地ごとの商品残高と商館地向けの積み荷商品（＝輸出商品）を表していることがわかり、当時の主な貿易拠点であったスラト、バンタン、マドラスを中心として活動していたことがうかがえるのである<sup>54)</sup>。

各商館の残高に続いて計上された「イギリス本国の残高 (Remaines in England) £ 313,255 11s.6d.」の内訳が仮の計算書 4, 5 丁に示されている。仮の計算書 4 丁には、イ

図表3 第2回資本評価の仮の計算書の詳細

丁	各頁の内訳	備考
1	債権合計 (good debts owing the EIC)	£136,735 19 00 (帳簿に基づく。詳細なし)
2	不良債権	£65,542 17 02 (帳簿に基づく。詳細なし)
3	船積残高 (Stock in Shipping)	船舶の勘定残高とはほとんどが異なる
4	商品有高	元帳Cの勘定残高と一致
5	4頁の合計額＋元帳Dの商館勘定の借方記入、特に1671年における仕入に相当	下記の各商館地の残高からそれぞれ控除している(7, 9, 10頁)
6	債務合計 (debts owing by the EIC)	£361,286 11 06 (詳細なし)
7	スラトの残高	1670年7月30日の商館、下部組織の残高 (general remaining) 記録－不良債権＋スラト商館へ輸送中の積荷－スラトからの積荷到着分 <sup>55)</sup>
9	バンタンの残高	1670年11月30日の商館、下部組織の記録－不良債権＋バンタン商館へ輸送中の積荷－バンタンからの積荷到着分 <sup>56)</sup>
10	マチェリムパタム (マドラスの北方) の残高	1670年11月30日の商館、下部組織の記録－不良債権＋マドラス商館へ輸送中の積荷－マドラスからの積荷到着分 <sup>57)</sup>
12	資本評価の概要	各丁を集計

出所：British Library, IOR/B/31, pp. 310-311; IOR/H/4, fol. 1-12. に基づき筆者作成。

54) Chaudhuri [1978] pp. 49, 53-54.

その後は、グジャラートに設けられた商館の撤退に伴い西部の拠点はスラトからボンベイへ移る。1690年代にインドを管理する拠点がボンベイとなり、カルカッタ (1699年) にも要塞などを築いていく。それに伴い、ボンベイ、マドラス、カルカッタが主要な拠点となる (Chaudhuri [1978] pp. 50-53)。

55) 具体的に、この金額は元帳Cのスラト航海 (5丁) 勘定の借方の一部記録 (1669年2月28日付 (4口), 1670年3月24日付 (5口)) と等しく、そこから、仮の計算書5頁で計上した商館地からの仕入れ額を控除している。

56) 具体的に、この金額は元帳Cのバンタン向け航海 (5丁) 勘定の借方の一部記録 (1670年7月30日の3口) と等しく、そこから、仮の計算書5頁で計上した商館地からの仕入れ額を控除している。一部は不明である。

57) 具体的に、この金額は元帳のマドラス向け航海 (47丁) 勘定の借方の一部記録 (1670年12月31日付 (6口)) と等しく、そこから、仮の計算書5頁で計上した商館地からの仕入れ額を控除している。一部は不明である。

ギリス本国における商品の手許有高として、各商品の保管担当者ごとに商品名、数量、金額が記載されている<sup>58)</sup>。具体的に、倉庫担当者の Sambrooke が管理する商品名として、Musters, Percallaes, Guny Stuffes……とあり、それぞれの数量と金額が示されている<sup>59)</sup>。これらはいずれも元帳Cの各商品勘定残高の数字と一致する。

さらに、仮の計算書5丁には、これらの商品残高に加えて、スラト、バンタン、コーストなどからの商品の仕入高の一部が「For the Con of the Cargoes of 4 shippis from Surratt £102077」「For the Con of the Cargoes of 5 shippes from Bantam & Jambee £26735.9」「For the Con of the Cargoes of 3 ships from the Coast & Bay £71003.1.2」として計上されている。これらは当時の東インド会社の主要なバンタン商館、スラト商館、マドラス商館から送られてきた商品仕入高を意味している。ただし、ここで興味深いのは、これらは元帳Cの後続の元帳D（1671年5月、1673年7月）の各商館勘定の貸方（商品の輸入を示す）に記載された金額とほぼ一致をみることである。これらの勘定への記入では、1671年6月から11月の日付の仕入として記帳され、第2回目の資本評価の日付（1671年4月30日）以降の仕入れとして処理されている。資本評価には、元帳Cの記録だけでなく、元帳Dの記録と一致するものも含まれたとも考えられるのである。

具体的には、上記スラトの£102,077は、元帳Dのスラト商館勘定（102丁）の貸方における仕入の記入4口の合計金額£102,077.18s.9d.（1671年6月30日、7月31日付）と等しくなる。同様に、バンタンの£26,735.9は、元帳Dのバンタン商館勘定（16丁）の貸方上記5口の金額£26,739.14.7（勘定記入の日付1671年6月26日、7月31日）とほぼ同じである。上記コースト・アンド・ベイ（マドラスを中心としたエリア）の£71,003.1.2は、元帳Dのマドラス商館勘定（41丁）の貸方上記3口の合計金額£70,950.18.9（勘定記入の日付1671年6月30日、8月31日、11月30日）とほぼ同等の金額となる。

したがって、期間対応という観点から考えると、資本評価の「イギリス本国の残高£313,255.11.6」は「元帳C締切時点（1671年4月30日）における各商品勘定の残高+その後輸入されてきた商品（元帳Dの一部、勘定記入の日付は1671年6月-11月）の仕入額」を表していることになると考えられる。元帳Cの締切は1671年4月30日付であり、資本評価は8月30日に報告された。その内容として、元帳Dにおいて1671年6月から11月分として勘定記入された仕入高を含んでいる。このことを鑑みれば、勘定記入そのものが必ずしも取引日をあらわしているということではないことを物語っていると思われる<sup>60)</sup>。

上述した貸方項目の合計を一度行った後、現金有高（Money in cash £3,902.16s.3d.）が記載され、この合計額に加算されている。この現金有高は元帳Cの現金勘定（221丁）の

58) ロンドン本社の元帳B～K（1664-1713年）においては主に商品の種類別、つまり口別の商品勘定が設けられており、各商品ごとの特定商品勘定（商品名別商品勘定）によって、損益を個別に把握していた。いわゆる口別に損益を把握していたのであり（口別損益計算）、会社としての総括損益を元帳の損益勘定で把握していたというわけではなかった。

59) British Library, IOR/H/4, fol. 4-5.

60) 詳細については杉田 [2013] を参照されたい。

残高 £3,902.16s.3d. と一致している。

このように、借方項目は債務である一方、貸方項目は、必ずしも全ての項目が1671年4月30日時点のものではないものの、債権、商館の財産（航海中の積み荷、商品残高など）及び国内における商品残高、現金等から構成されていた。

## 第2項 資本評価と元帳との関係

資本評価に元帳Cの締切の日付が付されているため、元帳Cの勘定記録に基づいて誘導された可能性があるのであろうか。その場合には、元帳Cの残高勘定に対応したものであることも想定されるであろう。しかし、資本評価額と实在勘定残高を表す407丁の残高勘定との金額は一致しない。元帳Cの勘定残高の金額は、借方（財産）合計額が £1,178,421.11s.4d, 貸方（債務）合計額が £334,777.3s.9d, そして、実質的に元帳開始時の財産と債務の差額に、一部修正が加えられたのち、元帳締切時の損益勘定残高が振替えられた資本勘定<sup>61)</sup> 残高が £843,644.7s.7d である。

なお、元帳の資本勘定では財産などの項目は借方残高となり、債務などの項目は貸方残高としてあらわれている。結果的に、資本評価に記載された財産 £1,003,210.17s.6d., 債務 £361,286.11s.6d. の金額、さらには貸借差額を示す「残高」£645,827.2s.6d と元帳勘定の借方（財産）合計額 £1,178,421.11s.4d, 貸方（債務）合計額 £334,777.3s.9d 及び正味残高を意味する資本勘定残高 £843,644.7s.7d とはそれぞれ異なっている。

ちなみに、資本評価作成後、資本評価における金額が、元帳勘定へと反映されたということは見受けられない。元帳Cに後続する元帳Dの最初に資本勘定が設けられているが、これには開始時の振替記入の他には一切の記入は行われていない<sup>62)</sup>。加えて、元帳Dにも

61) 1664年8月の新たな簿記手続（＝複式簿記）の導入に伴って、旧帳簿組織の記録を新たな帳簿組織に繰り越していく上での誤謬や転記漏れなどを反映させ、元帳Bの資本勘定の額と後続する元帳Cの資本勘定の額とのズレを修正することにより、元帳Bと元帳Cの資本勘定の対応が明確となった。ここに、元帳締切時における实在勘定と名目勘定との統合を機軸とする一つの体系的な勘定組織が見られるのである。

その後の資本勘定であるが、本社の元帳D～元帳K（1671～1713）の期間では、資本勘定が財産や債務の開始仕訳の相手科目として記入が行われていた。同勘定は、開始残高勘定と資本金（純財産）勘定を包摂したような性格を有している（個別に資本金や純財産を示す勘定は設けられていない）。それゆえ、資本勘定には、元帳締切時に（各名目勘定残高が振り替えられた）損益勘定の残高が振り替えられることになる。資本勘定の残高は、商品勘定や人名勘定などの实在勘定の残高とともに、（閉鎖）残高勘定へと振り替えられ、元帳締切が完遂される。

ただし、元帳によっては資本勘定、損益勘定、（閉鎖）残高勘定への記入が一部未記入、あるいは、勘定の締切が行われていないケースも散見される。他方、仕訳帳では一連の振替記入などが網羅的に行われており、元帳への記入が省略されたことが現存する会計帳簿からわかる。

62) 元帳Dに対応するものとして、普通仕訳帳、現金仕訳帳が挙げられる。前者は、元帳Dの記帳開始時1671年5月から設けられたものであり、それまで仕訳帳の役割を果たしてきた Cash Journal (L/AG/1/5) シリーズの役割を引き継いでいる。一方で、Cash Journal は分割仕訳帳に相当するものとして用いられた。それゆえ、元帳D以降、一般仕訳帳、現金仕訳帳、元帳の主要簿に加え、補助簿としての資本台帳 (Stock Journal) が帳簿組織を構成している。

不良債権勘定は設けられているが、1673年5月まで、元帳Cからの繰越記入の他には何ら記入が行われていないことからわかる。

第2回目の資本評価には、金額は明記されていないが今後商品の売却などを通じて期待される利益 (profit) に関する記述が貸方合計の下に見受けられる。「1669年にスラトへと送り出された4隻の船舶の積荷原価 £98,569 5s.9d を到着後に一部売却。10%の利益 (£9,856.18s.6d) を生み出すことを我々は期待する (By the Profit on £9,856.18s.6d Cost of the Cargoes of 4 Shippes Sent to Surratt in Anno 1669 & arrived there and part of them Sold which we hope will produce 10 Percent clear of Charge)」とある。このような期待利益に関する記述は、第1回目の資本評価では見られなかった。

この期待利益の掲載は、出資者総会が開催される前の1671年8月18日の同社理事会において、資本評価に期待利益の見積もりを記載することが決定されたことによるものである。そのとき、第2回目の資本評価を実施するに当たり、会社内部に設けられていた会計委員会 (Committee for Accounts) は販売された商品の利益総額に、それ相応の見積もりを行うことを理事会で命じられた。加えて8月23日の理事会で、外国への輸出商品に対して10%、一方で本国に到着した商品に関しては、およそ40あるいは50%の利益を見積もることが決められた<sup>63)</sup>。

具体的には、資本評価の記載から読み取れるように1669年分に積込まれたもののみが対象となっている。スラト向けの輸出に係った商品の原価と付随費用の合計額 £98,569.5s.9d (1669年にスラト向けに出発した4隻の船舶: fol. 5) の10%、輸入商品からの期待利益の見積りに関しては、時期は記入されておらず、スラト、バンタン、コースト・アンド・ベイから本国に持ち帰った商品の仕入総額 £199,815.1s.2d の50%が対象となっている。それらを計算すると資本評価に記載される期待利益はおよそ £109,764.9s.1d となる。

では、この期待利益の算定に際しては如何なる数字が根拠とされたのであろうか。先ほど述べたように、元帳勘定と資本評価に記載された金額を照らし合わせてみると、1669年のスラト向けの輸出商品 £98,569.5s.9d は、元帳Cにおける5丁のスラト向け航海勘定の借方において、1669年2月28日 (グレゴリオ暦: 1670年2月28日) 付けで積荷として船舶に積み込まれた商品価額とその積荷を運ぶ船舶の運送料の金額と一致する。資本評価に記載されたものは、1669年にスラト向けの4隻の船舶に積み込まれたものであることがわかる。

一方で、各仕向地から持ち帰られた商品総額 £199,815.1s.2d に関しては、どれも元帳Cの勘定記録とは完全には一致していない。期待利益であることを考慮し、元帳Cに後続する元帳Dの記録も確認すると、資本評価の記載にあるような船舶の入港が1671年5月から始まる元帳Dに記入されたものとはほぼ一致することが見受けられた。具体的には、各代理人勘定 (スラト、バンタン、マドラス) の5月から8月までの記録と、船舶の数が (スラト4隻、バンタン5隻、コースト・アンド・ベイ3隻) 一致するだけでなく、その各代理人勘定から商品勘定へと振替えられた金額も £199,762.12s.1d となり、それは資本評価に

63) Sainsbury [1932] p. 66.

記載された £199,815.1s.2d にほぼ等しくなる<sup>64)</sup>。ただし、直接、勘定記録から誘導されてきたか、あるいは原始記録に基づいて作成されたかは不明であるものの、期待利益の見積りには元帳Dに記入された記録と同一内容の記録が使用されたと考えられる。このように、資本評価に記載された利益の金額は、今後商品の売却などを通じて獲得を期待される見積りに過ぎず、元帳Cの損益勘定残高とは何ら関係のないものであり、商品の輸出入に従い個別に見積もられたものであったことがわかる。

### 第5節 第3回会社資本評価における作成方法

#### 第1項 第3回資本評価の概要

第2回目の資本評価からおよそ7年後の1678年8月14日の総会において、第3回目の資本評価が読み上げられた。詳細は図表4として次頁に示す。現存する議事録には、その資本評価の概要が記載されている。資本評価は1678年6月1日付で、上部に貸方 (Creditors) の項目が列挙され、続いて借方 (Debtors) の項目が列挙された<sup>65)</sup>。多少の分類に相違はみられるものの、第2回目と同じく記載項目として仕向地先、主に、スラト、フォート・セント・ジョージ (マドラス)、バンタンの商館別に分類され、続いて国内の債権項目などが列挙されている<sup>66)</sup>。財産有高に関しては、当時の主な貿易拠点である、スラト、バンタン、マドラスを中心としたエリアごとに分類されているが、なかでもマドラス (フォート・セント・ジョージなど) の財産有高が最も大きく、次いでスラトのものであることが見て取れる。なお、第2回目ときのよな仮の計算書は、現在は見当たらない。

図表にあるようにスラト商館であれば、「the Presidency of Surat for their and subordinate Factories at Biliapatam, Dungom, Kārwar, Rājapur, Calicut, Broach, and Gombroon in Persia, dead and quick stock, the desperate debts being deducted」というように各下部組織も含めた、Dead Stock と Quick Stock としての財産が記載されており、金額としては不良債権 (desperate debts) が控除されたものが計上されている<sup>67)</sup>。この Quick Stock と Dead Stock の区別であるが、報告に先立ち、7月5日の理事会において、Dead Stock に関する協議が行われており、「会計委員会が、ボンベイ、セントヘレナ、セント・ジョージにおける島、要塞、貿易のために用いられる、インドの全ての商館、家屋、倉庫、そして現地の統治者、君主、ナバーブから手に入れた利用権 (meliority) などを Dead Stock として、いくらかで評価するべきかを検討した」<sup>68)</sup> ことが議事録で示されている。特に、Dead Stock と

64) スラトから1671年5月以降に帰還した4隻の船舶は、上述した1669年にスラトへと向けて出発した4隻の船舶であることが元帳Dの記録からわかる。

65) Sainsbury [1938] p. 201.

総会で読み上げられる前の1678年8月12日に理事会で、この資本評価が読み上げられ、承認された (Sainsbury [1938] p. 200)。

66) Chaudhuri [1978] p. 53.

67) 1644年6月30日における第4次合本の財産有高表においても Quick Stock と Dead Stock が登場している (Sainsbury [1912] p. 30)。

68) Sainsbury [1938] pp. 193, 338-340。

して記載されたものは、仕向地先の商館に関するものが中心となっている<sup>69)</sup>。スラト商館に関するものの他に、1661年に獲得したボンベイ島 (Island of Bombay)<sup>70)</sup> とその要塞、新しい建物 £60,000、ペルシアの収入と特権 £20,000、フォート・セント・ジョージの利用権と建物、コースト・アンド・ベイで獲得した特権 £50,000、バンタン商館の仕向地に関するもの、セント・ヘレナ島の保管品 £10,000 が記載された。海外商館地の項目に続いて、イギリスにおける下記の人物が管理する現金、金、銀、その他商品 (For moneys, gold, silver and several other goods and merchandises now in England in custody of the following persons) が、管理する人物名、金額とともに記載された。図表3のように、Humphrey Edwin (現金担当役) £17,790.3s., Thomas Sprigg (商品管理役)<sup>71)</sup> £58,625.10s.0d., Charles Aston (胡椒の倉庫担当者), George Papillon (商品担当者) £14,932.6s. となっている。貴金属、商品等の有高の次に、国内における債権 (several debts owing to the Company here in England) として会社に対して債務のある人物ごとに金額が記載された。具体的には、国王に対する貸付などに伴う債権残高も示されており、この金額は元帳Fにおける勘定残高 £8,750 と一致する。商品販売に伴う債権は年月が記載されておらず、詳細は不明である。加えて、9月、3月に実施された商品売却に伴う債権 (divers Buyers on September and March Sales) の額なども債権に含まれた。

債権の次に、1678年8月7日までに帰還した7隻の船舶の積荷に関連する金額 £102,255 (advance on the 3 Surat ships, and 3 Coast and Bay ships, over and above their cargoes out, Custom freight and charges being deducted, as per the particular account, which is computed since the Articles above,-after those ships' arrival, the 7th August, 1678) が記載されている<sup>72)</sup>。日付に基づくと、これらの商品の仕入は資本評価の作成日 (1678年6月1日) に対応するものではないが、総会での当該資本評価の報告日が1678年8月14日であったことを考えれば、作成の過程における仕入商品も在庫として認識したということなのであろうか。

一方、借方でも貸方と同じく Quick Stock と Dead Stock の分類が行われているものの、Dead Stock としての項目は一切見当たらない。つまり、これらの項目はすべて、Quick

69) なお、このような分類は第4回目にも見られるわけであるが、第3、4回の資本評価に示された Quick Stock に関して、Baladouni [1986b] では、表面上は利益を生み出す資産であり、貨幣、受取りの手形、商品、貴金属を含むものであることが述べられている (Baladouni [1986b] p. 62)。

70) ボンベイ島に関しては、元帳Bの575丁、元帳Cの35丁において、Island of Bombay 勘定として登場している。このボンベイ島は1661年にポルトガルから獲得したものである。ボンベイ島は、永年の埋め立てによって、今でこそ一続きの半島のようにになっているが、かつては7つの島から構成された。1661年にポルトガル国王の妹が英国王 Charles II に嫁いだときの持参金として、英国の領土となった。ボンベイ島が実際に会社により占有されたのは、4年後の1665年頃からであった (Chaudhuri [1978] p. 49; [http://www.ne.jp/asahi/arc/ind/unesco/19\\_mumbai/mum\\_eng.htm](http://www.ne.jp/asahi/arc/ind/unesco/19_mumbai/mum_eng.htm), 2007/8/20)。

71) 商品管理役の主な職務は、航海のための船舶全てに、適切に食糧品および弾薬を供給することであった (Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] pp. 14-15)。

72) Sainsbury [1938] pp. 338-340.

この項目からは関税、運送料、諸経費は控除されたことが記入されている。

図表4 東インド会社の第3回目の資本評価 (1678年)

Creditors	Dead Stock £ s. d	Quick Stock £ s. d
By the Presidency of Surat for their and subordinate Factories at Biliapatam, Dungom, Kārwar, Rājapur, Calicut, Broach, and Gombroon in Persia, dead and quick stock, the desperate debts being deducted—	39,691 0 0	278,478 18 6
For Bombay Island, the Fort on it, its meliority, and new buildings—	60,000 0 0	
For the revenues and privileges in Persia—	20,000 0 0	
For the Agency of Fort St. George, for their and subordinate Factories (at Machlipatan, Madapollam, Hūgli, Balasore, Kāsimbāzār, Dacca, and Patna) dead and quick stock, the desperate debts being deducted—	17,445 0 0	574,759 4 4
For the Fort St. George, its meliority and buildings with the privileges obtained on the Coast and Bay, by several farmāns—	50,000 0 0	
By the Agency of Bantam, for their and the subordinate Factories (at Siam, Jambi, Tonquin, Tywan, and Amoy), dead and quick stock, the desperate debts being deducted—	19,347 0 0	196,995 0 0
By the Island of St. Helena, its meliority and shores—	10,000 0 0	-
For moneys imprested to several Owners whose ships are now in Service		23,486 19 8
For moneys, gold, silver and several other goods and merchandises now in England in custody of the following persons, namely:		
Of Humphrey Edwin	17,790 3 0	
Thomas Sprigg	58,625 10 0	
Charles Aston	156,219 3 6	
George Papillon	14,932 6 0	
John Beard and T. Percehouse	10,244 15 6	
J. Prowd, Harris, Elkin. &c	957 13 4	288,330 19 1
By several debts owing to the Company here in England, namely:—		
By His Majesty, Remainder of 20,000l. lent	8,750 0 0	
By divers Buyers on September and March Sales	18,273 1 0	
By sundry sorts of debts, as per the particular account	20,290 2 5	47,313 3 5
By advance on the 3 Surat ships, and 3 Coast and Bay ships, over and above their cargoes out, Custom freight and charges being deducted, as per the particular account, which is computed since the Articles above, -after those ships' arrival, the 7th August, 1678		102,255 0 0
	£ 216,483 0 0	1,511,619 10 0
Debtors		
To several persons, owing by the Company as well at interest as on sundry other accounts, as by the particular account		685,640 12 3
For 22 months' charges and losses on Bantam Factory: their last book ending the 31st July 1676		9,937 10 0
For several debts owing as well in India to the Several Factors and Mariners there in the Company's service, as here in England to divers on sundry accounts, not particularized in the General books, all which is computed may amount to about		25,000 0 0
And whereas several debts due to this Company both here and in India, are brought in credit of this computation as Quick Stock: which is hoped will be found so to be, yet lest any of them should prove bad or doubtful: the Committee on perusal have thought fit to place 20,000/, to make good the same		20,000 0 0
		713,578 2 3
To Ballance being the estate of the Honourable East India Company, all their debts being paid	£ 216,483 0 0	798,041 7 9
	£ 216,483 0 0	1,511,619 10 0
Besides the Articles in credit of this valuation in Contra, there are several doubtful bad and desperate debts due unto this Company as well in India as here in England, which are not brought in credit of this account, but are mentioned by way of memorandum.		£ s. d.
At Surat, Kārwar, and Calicut		17,440 16 4
At Fort St. George, Machlipatan, Madapollam, Hūgli, Balasore, Dacca, Kāsimbāzār, and Patna		37,251 10 6
At Bantam, Jambi, Siam, Tonquin, and Tywan		20,000 0 0
Bad Debts in India		74,692 6 10
Bad Debts in England, as by the particulars		22,479 14 4
Total Bad Debts, in India and in England		97,172 1 2
<i>Note also.</i> That upon several attempts to obtain a trade to Japan, which would be great advantage, this Stock hath expanded and lost upward of 40,000 /., and though hitherto the design is not accomplished, yet the said expense hath not been altogether fruitless; for thereby several discoveries have been made, and foundations laid to render the same more easily and with less charge attainable in future which may be very valuable: Yet in the present valuation the Committee have not reckoned any thing for the same; but thought it necessary to insert this Memorandum.		

Stock として識別されている。最も大きな割合を占めるのが債務 (several persons, owing by the Company as well at interest as on sundry other accounts, as by the particular account) の項目であり、金額は £685,640.12s.3d である。

この他には、バンタン商館における費用と損失 (For 22 months' charges and losses on Bantam Factory: their last book ending the 31st July 1676) が £9,937.10s, 会社の業務に関連する、イギリスとインドにおける代理人、船員に対する債務など (For several debts owing as well in India to the Several Factors and Mariners there in the Company's service, as here in England to divers on sundry accounts, not particularized in the General books, all which is computed may amount to about) £25,000 が記載された。そして、イギリスとインドにおける会社の債権に対して精査した後、不良債権となることを考慮して £20,000 がその補填として見積もられた。加えて、上述の25,000は元帳では詳細に記述されていないことが記されている。なお、バンタンの項目については、資本評価実施日の約2年前である1676年7月の時点のものとなっている。商館のあるインドと本社のロンドンとの距離を考慮すれば、ある特定の時点における国内外の債権債務の全てを把握することは難しく、同じ資本評価の中の項目同士でもタイムラグが生じるのであろう。

## 第2項 第3回目の資本評価と元帳Fの勘定残高との関係

1678年5月1日において、第3回目の資本評価における日付は1678年6月1日付けであるが、分配が実施されていない新合本 (1657年開始) の評価のために、会計委員会は今月末に会社の帳簿締切りを命令された<sup>73)</sup>。つまり、元帳Fの締切に関しては、資本評価の実施が一要因として考えられるため、元帳勘定の記録と資本評価の関連が問われるところであろう。まず貸方項目から確認していく。スラト、フォート・セント・ジョージ (マドラス商館エリアの要塞)、バンタンなどの商館地に関する項目は、Dead Stock, Quick Stock として、既述のように商館、家屋、倉庫などを含むことが1678年7月5日の理事会で話し合われたが、元帳勘定においてもこれらを反映した記帳が行われているのであろうか。

元帳を見ても、Dead Stock, Quick Stock の識別は見当たらない。仕向地先に関するものとして、その地域ごとにスラト商館 (4丁) 勘定、バンタン (5丁) 勘定、マドラス商館 (6丁) というように勘定が設けられている。帳簿締切時のスラト勘定の借方残高は £184,156.11s., マドラス勘定の借方残高は 216,720,3s.6d., バンタン勘定の借方残高は、£94,315.11s.3d. である。基本的に、これらの勘定は、借方に航海勘定からの振替 (商館地への輸出商品の到着を意味する) の記入が行われ、貸方には仕向地先で調達した商品の船積 (ロンドンへの発送) が記入された。つまり各勘定の残高は、輸出した積み荷と輸入した積み荷の差額を意味していることとなり、輸出商品を輸入商品に等価交換したと仮定す

73) Sainsbury [1938] p. 179.

1678年4月26日の理事会において、会計委員会が1665年3月16日の趣意書に従い、未分配の合本の全残高に関する評価を作成し理事会に提出する命令を行うよう望まれた (Sainsbury [1938] p. 176)。

ると、商館側で保有される、未処分（未売却）の輸出商品額に相当する金額を意味しているといえるだろう<sup>74)</sup>。したがって、この額は本社側の商館側に対する債権額ともいえる。各勘定残高が、資本評価に記載される各商館ごとの金額と直接的に結び付くかは定かではないものの、資本評価のものと金額は異なっている。

資本評価に記載されたボンベイ島のみが元帳Fにおいて個別に勘定（111丁）として設けられており、元帳Eから貸方残高として繰越されている。この勘定では、島におけるプランテーション、奴隷などに関する支出が借方に記入され、貸方には、島からスラトの代理人への商品、現金などの引渡しに生じる代理人勘定への振替が主なものであった。当該島をポルトガルから引き渡されたわけであるが、島の取得そのものに対して見積もられた金額が記入されたわけではない。当該島に関して資本評価に記入された利用権や建物に関する記述は見られず、金額は一致していない。

現金などの貨幣の有高に関してはどうであろうか。既述のように、資本評価には商品の有高は種類別ではなく、担当者名別で記載されている。Humphrey Edwin は現金担当役であったため、彼の金額は、元帳Fに記入されている現金残高 £10140.18.5 や金、銀などの残高に相当すると思われるが、資本評価に記載された £17,790.3s とは一致しない。この現金担当役に、元帳Fの金、銀の勘定残高が含まれているとして元帳勘定残高を合算したとしても、Gold pagodas (126丁) £4, Silver (73丁), gold in Ingotts (74丁), gold in Specie (74丁), 金 (121丁) はそれぞれ勘定残高がゼロなので、その合計額は資本評価のものとは一致しない。その詳細は不明である。

Charles Aston は胡椒の倉庫を管理する責任者であるが、彼が保有する胡椒関連の元帳Fの勘定残高、黒胡椒 £154,289.3.6, 白胡椒 £1,330, Charles Aston が保管するその他 £560などを合計すると、資本評価に記載された £156,219 3s 6d とほぼ同じ金額となる。ただし、

74) 航海勘定はスラト航海勘定、バンタン航海などのように、仕向地ごとに設けられていた。その後、船舶に積込まれた商品が仕向地に到着し、現地に滞在する代理人に引き渡され、この取引をもって、帳簿上では、航海勘定から代理人勘定へと振替えられることになる。人名勘定である代理人勘定では、代理人を主格とする観点から記録されるので、この振替は、代理人がロンドンから航海により運ばれてきた商品を受取ったことを意味するとともに、代理人は会社に対して、管理責任を負うことを示した (Winjum [1970] p. 343)。

仕向地で代理人が会社に代わりロンドンへと送られる商品を調達し、それからロンドンへと商品を送り出す一連の行為をここに反映させる必要がある。したがって、帳簿上、商品がロンドンに到着したときをもって、代理人勘定の貸方から輸入商品の勘定の借方へと振替られる。これは、代理人が負う管理責任が解除されたことも意味している。なお、ここで複式簿記の成立要件となる二面的性格に応じて貸借に分類された複式記入も見受けられる。

元帳B-Dまでとは異なり、元帳Eでは、商品の輸出に際して商品の船積みが、航海勘定の代わりに商館 (Factory) 勘定の借方へと振替えられている。さらに元帳Fでは、商品の輸出に関する商品の船積みについて、航海勘定を再び用いているが、元帳Fからは代理人勘定が使用されなくなっていることがわかる。結果的に、元帳E-G (1673-1682年) では、商品の輸出に関して、それまでの記帳方法から変更しており、代理人勘定に代わって、商館勘定が用いられるようになった。商館勘定の残高は後続の元帳へと繰り越されていく。

資本評価における内訳が不明であり、元帳Fの勘定においても、各商品ごとに各々を担当する人物名が明記されていたわけではないため、照合は困難である。

これと同様に、George Papillon もまた、どの商品を管理したのかは必ずしも明確とはならない。上述のように資本評価に記載された商品に関しては、商品を管理する各担当者ごとに分類されて記載されているが、元帳からは、どの担当者が管理するものなのかは読み取ることができない。ただし、彼が保管する商品は、これまでの議事録などの史料<sup>75)</sup>から、主に香料などが中心と思われる。Thomas Sprigg もまた、商品管理役であり、複数の商品を管理していた人物である。

それでは、これら商品の項目は、複式簿記に基づく元帳Fの勘定残高や普通仕訳帳の記録と合致するのであろうか。第2回目の資本評価では、現金、商品有高に関しては元帳の勘定残高と金額が一致した。第3回目では、資本評価を作成するための原始記録が見当たらないので、その詳細は明確ではなく、資本評価に記載された金額と元帳Fの各商品勘定を比較することも容易ではない。なぜかといえば、資本評価には元帳Fのように商品を各種類別に個別に記載しているわけではなく、各商品の管理担当者名別、つまり Thomas Sprigg, Charles Aston などごとに各担当の商品の合計額が記載されているからである。元帳Fでは、輸出商品、輸入商品などをあわせると60種類以上の商品の勘定が口別で設けられており、実際に勘定残高との突合せは困難である。

ただし、元帳Fにおける種類別の商品勘定の記載においては、商品とともに保管を担当する人物名が必ずしも明記されているわけでもないが、ある程度、商品の属性、例えば、貴金属などといった輸出商品、かたや香料、織物といった輸入商品という分類で順番に記入されている傾向があった。つまり、各商品担当者の保有する商品ごとに並んでいるように思われる。したがって、これと似ているわけだが、第3回目の資本評価に記載された各商品の金額は、既に各担当者ごとに整理されている。両者ともに商品の保管担当者ごとに提出される記録に基づいて記帳ないし作成されているということが推察されるのである。

資本評価の貸方の最後には、船舶の積荷として、1678年7月31日にストラから3隻、コースト・アンド・ベイから3隻、バンタンから1隻の船舶が帰還したことが記載されているのは、先に述べたとおりである<sup>76)</sup>。帰還した船舶の積み荷ということを考えれば、この項目は輸入商品の手許有高を意味すると思われる。ただし、資本評価の日付は、1678年6月1日付けである。期間対応を考慮すれば、これらは元帳Fの記帳期間のものではなく、後続の元帳Gの記帳期間における手許商品に含まれるべきものである。少なくとも、元帳Fの勘定記録から誘導したとは考えにくい。

資本評価の借方でも、「会社の業務に携わる、インド、イギリスにおける複数の代理人、船員への債務」に関しては、小書きとして「General book には詳細に述べられていない

75) 1664年以降の議事録において、彼が商品を管理する倉庫の担当役であることが記されている。詳しくは Sainsbury [1925/1938] などを参照されたい。

76) Sainsbury [1938] p. 197.

8月5日に上記7隻の船舶が無事に帰還したことが理事会で報告された。

が、計算すると、すべての額はこうなるだろう」と記載されており、おそらくは General Book、つまり元帳 (General Ledger) に示されていないことを暗示していると思われる。実際に、勘定が個別に設けられた代理人と船員勘定でも、勘定の金額と資本評価の金額は大きくかけ離れていることがわかる<sup>77)</sup>。ここからも、資本評価の金額が必ずしも元帳勘定の記録に基づいていたわけではないことがうかがえる。

それでは、資本評価と元帳の金額の貸借合計の金額はどれほど相違があるのか。当該元帳では残高勘定が設けられていない。ただし、各勘定残高、仕訳帳から残高勘定へと振替えられるための記入が行われており<sup>78)</sup>、その記入から、元帳Fにおける借方(財産)合計額は £1,705,116.7s.11d, 貸方(債務)合計額 £1,010,492.11s.8d, 貸借差額(実際に記入が貫徹されていれば、資本勘定残高として表示されることになる) £694,623.16s.3s であることがわかる。そのため、元帳Fの借方残高合計額は資本評価に記載された貸方残高合計とは £22,986.2s.1d 異なっている。元帳の貸方合計と資本評価の借方合計も異なるため、差額となる資本の額 £798,041.7.9 もまた、元帳Fの資本勘定残高 £694,623.16s.3s と異なっていることになる。つまり、ただ単純に残高勘定ないし資本勘定の金額を資本評価へと誘導しているわけではないことが見て取れる。

### 第3項 資本評価における不良債権

第3回目資本評価の借方の最後にも不良債権 (Bad Debts) に関する記載がみられ、第2回目の資本評価よりも詳細に記入されている。それは、海外における仕向地先とイギリスの2つに分類される。不良債権を巡っては、元帳締切の半月ほど前の1678年5月17日に会計担当役が、長期間にわたり回収されていない債権リストを提出し、これらを不良債権として処理すべきか検討するように命令されている<sup>79)</sup>。そのため6月14日に、不良債権勘定が従来どおり帳簿に設けられた<sup>80)</sup>。そのうち、数人の債務、Lawrence Sawcer, Jacob Aboab, Richard Wright に対する債権が不良債権化したことで、元帳Fにおける3名の人名勘定 (108,139,88丁) を減額するために、不良債権勘定への振替えが行われた<sup>81)</sup>。

このように、不良債権に関しては他の健全な債権と区別して理事会で報告されているが、元帳Fでは不良債権勘定へと振替えられてはいない人名勘定も複数、見受けられた。たと

77) これらの項目に関して元帳にはその詳細を記録していないことが資本評価に記されている。

78) 仕訳帳においては残高 (Balance) 勘定への振替仕訳等が行われていることが見て取れるが、元帳では残高勘定そのものが設けられていない。ただし、元帳Fにおける各实在勘定の残高は、勘定締切時に残高勘定への繰越しという文言が記入されている。

79) Sainsbury [1938] p. 187.

80) かかる(回収可能性が高い債務者も含めて)債務者の名前と金額を表の中に記入し、会計担当役の部屋の便利な場所に保管し、全ての出資者が閲覧できるようにすることが申し合わされた (Sainsbury [1938] p. 189)。

81) Sainsbury [1938] p. 190.

あわせて108丁の Matthew Plowman の勘定からも債権金額 £593.9s.6d が不良債権勘定へと振替えられた (Sainsbury [1938] p. 190)。

えば、6月14日の理事会では上記の他に Richard Cooke (50丁) なども名前が挙げられたが、この人名勘定は、おそらく今後回収不能になる旨が述べられており、その時点では回収不能であることが確定していなかったことが予測される。このことから不良債権勘定への振替は行われなかったことが読み取れるのである。

しかも、元帳締切日である1678年5月31日付けで当該元帳における不良債権勘定へと一斉に振替えられたわけであるが、その金額は £2,349.6s.11d であった。元帳Eから繰越されてきた金額を合わせると不良債権勘定残高は、£10,321.18s.1d となり、資本評価に記載された金額と元帳勘定の記録とが必ずしも一致していない。個別に不良債権項目として、インドおよびイギリスにおける項目が最後に記載されているが、これらに関しては、各勘定の貸方には記入されていない旨が記されている<sup>82)</sup>。つまり、債権のうち、何らかの理由により回収不能な不良債権として認識されたが、既述のように全ての不良債権について、その部分を直接貸方へと振替える作業を行っていないことがうかがえた。

## 第6節 資本評価記載項目の変遷

前節までは第1回から第3回目までの資本評価について取り上げてきたが、ここでは、各資本評価に計上された項目の変遷について整理していく。そこで、次頁に第1回目から第3回目までの資本評価の主な金額について図表5として示しておく。

株主総会にあたる出資者総会で読み上げられた資本評価は、当初、出資者の持分を算定して会社から資本を引き出したり追加出資を行ったりすること、つまり出資者の自由な参加および退社を可能とすることを目的として採用された。第2回目の資本評価に際しては、出資者は資本が如何なる状況にあるのかを知ることが、その目的とされた。

資本評価で報告、記載された項目は、主に債権、現金、商品有高、船舶、建物などの財産や債務が中心であり、資本評価額としては、基本的に貸方項目（財産等）から借方項目（債務等）の差額が計上されたわけである。報告に際しては、第1回目と第3回目では、財産項目が、第2回目では債務が先に述べられており、必ずしも報告の順番は統一されていない。第1回目の1664年から第3回目の1678年までの間、およそ14年にわたる資本評価額は、当初の £480,858.12s.6d から2倍以上の資本評価額となっていた。1678年の財産有高は、1664年のおよそ2倍強であることがわかる。

財産項目の記載内容であるが、第1回目から第3回目の財産項目の記載内容には、統一的な分類が行われていないものの、第2回目と第3回目に関して、単純に仕向地先別の財産有高を比較すると、増加した要因がある程度うかがえる。マドラス（セント・ジョージ要塞）における金額が £300,000 以上増加し、スラトに関しても £100,000 ほど増加している。バンタンに関しては横ばいである。この増加額から、17世紀中葉において、バンタン、

82) 資本評価に記載された文章の原文は次のとおりである。there are several doubtful bad and desperate debts due unto this Company as well in India as here in England, which are not brought in credit of this account; but are mentioned by way of memorandum (British Library, IOR/B/35 p. 42.)。

スラトだけではなくコロマンデル・コーストの中心にあったマドラス商館が、東インド貿易の取引拠点として機能したことを物語っているようにみえる。なお、これら増加した項目の内訳として、第2回目では、下部組織も含めた商館地における、おそらく商品、債権などの有高（不良債権控除済み）に加えて、商館へ輸送中の積荷額（本社から商館地への商品輸出高）が主なものであると考えられる。

図表5 資本評価額の推移

報告時	資本評価報告日	財産 (£)	債務 (£)	資本評価額 (£)
第1回	1664年12月30日	661,542	165,807	480,858
第2回	1671年8月30日 (1671年4月30日)	1,007,113	361,286	645,827
第3回	1678年8月12日 (1678年6月1日)	1,511,619	798,041	798,041

備考：( ) の日付は、資本評価に付された日付である。£ 未満切り捨て

出所：Sainsbury [1925/1932/1938]; Chaudhuri [1978], British Library, IOR/H/4, pp. 15-50.

第3回目では、仕向け先地における商品、積荷や債権の有高以外の非流動項目に相当すると考えられる Dead Stock が計上されることとなり、実際に £200,000 以上が計上されていた。Dead Stock としては、第2回目の資本評価では含まれていなかった、1640年のマドラスにおける要塞関連 £50,000、1659年のセント・ヘレナ島 £10,000、1665年頃取得のボンベイ島における建物やその利用権、特権など £60,000、ペルシアの収入と特権 £20,000 など何らかの評価のもとに計上された。その評価方法は不明であり、支出額に基づくものなのかは特定できない。

一方、イギリス本国の項目を比較すると、ロンドンなどに構えられた倉庫等にある手許商品残高、現金等の合計額もまた、第2回目の約 £120,000（このうち手許商品 £113,440、現金 £3,902）から第3回目では、£288,330（このうち現金等 £17,790<sup>83)</sup>）となっている。手許商品有高については £150,000 以上の増加が見て取れた。現金有高に関しては、1671年時点では、1678年と比較すると4分の1ほどしか残っていない。本文脚注で述べたように、この当時、英蘭戦争の関係上、社内の現金を配当として出資者に返還したことから現金有高が減少したものと考えられる。資本評価に記載された、1664年、1671年の配当支払金額だけでも £79,620、£36,969 が計上されているのである。他にも1682年6月の元帳Gにおける現金勘定（11丁）残高 £4,743.0.11s., 1685年9月の資本評価では £30,660.9s.9d., 1694年6月における元帳Hの現金勘定（32丁）残高 £130,027.19s. というように、1671年時点よりも現金有高は多い。したがって、1671年時点の現金が前後の時期に比べて少なかったことも見受けられるのである。また、債権額に関しては、第2回目は £136,735.19s. から第3回目の £47,313.3s.5d. へと大幅に減少していた。

83) 元帳Fの現金勘定（100丁）の残高は £10140.18.5 である。

## 第7節 おわりに

本稿では資本評価の作成方法が誘導法に基づくか否かなどについて考察することを主な目的としていた。既述のように、1664年の組織的な複式簿記が導入されて以降、4回の資本評価が実施され、このうち元帳の締切と同じタイミングで第2回目と第3回目の資本評価が実施されていることもあり、特にこれらは複式簿記の記録との関係が問われるところであった。第2回目の資本評価と元帳C締切時の勘定残高との比較においては、本文中でも指摘したように、資本評価上の商品の手許有高と現金残高は、元帳C締切時の各勘定残高と等しかったが、資本評価における資本と期待利益に関しては、元帳C締切時の資本勘定残高および損益勘定残高の金額とはいずれも異なっている。つまり、元帳締切時の勘定残高の金額との部分的な一致がみられたものの、必ずしも全ての計上項目と勘定記録に関して金額が一致したわけではない。しかも、利益に関しては期待されたものであり、元帳Cと元帳Dに記載される一部記録ないし、それに相当するもの（原始記録）に基づき、見積もり計算が個別に行われたと考えられる。

第3回目については、詳細な計算、集計のプロセスが把握できないため、資本評価の金額と元帳Fとの勘定記録との詳細な突合せは困難であったものの、各項目ごとに近似している金額も多くみられたが、金額そのものは必ずしもすべてが一致したわけではなかった。

それでは、なぜ両者の金額に相違が生まれるのか。端的に言えば、基本的には資本評価作成日と同一である元帳締切日の勘定残高をそのまま誘導して作成していないからであると考えられる。第2回目、第3回目の資本評価並びに第2回目の仮の計算書の表記などでも見られたように、後続の元帳における記帳期間に含まれるべき記録を反映したり、元帳締切日の勘定残高ではなく、資本評価作成のために期間中の一部取引記録を用いたりしているため、相違が生じたことが考えられる。

例えば、第2回目の資本評価では、元帳C締切後の後続の新しい元帳Dに記入されるべき数字が用いられたり、第3回目の資本評価（1678年6月1日付け）でも、（総会で資本評価が報告される前の）7月の記録が盛り込まれたりしたことがうかがえる。つまり、元帳締切時の勘定残高ではなく資本評価の日付後の一部取引に関する記録が使用されたこともあるということである。

これは上述のように資本評価が主に元帳締切時の勘定記録に基づいて作成されるのではないからと考えられる。このことを物語るように、第3回目の資本評価の債務として計上された項目には、元帳に示されていないことが資本評価の小書き部分に暗示されている部分も見られたし、第2回目の資本評価の仮の計算書においても、商館地から送られてきた記録が元帳を経由せずに資本評価の作成に使用されていることもうかがわれたからである。

さらには、資本評価計上の項目に関して勘定記録とは別に見積計算も行われた項目があった。第3回目では、Dead Stock として計上された項目のうちいくつかは、理事会で £ 60,000, 20,000, 50,000 というように見積評価が議論されたものであった。この他にも、不良債権が勘定記録とは別に見積もられ、元帳の勘定には反映されていないこともあった。

以上のように、資本評価の作成において、ある程度、元帳の記録とは別に見積もりによる資本評価への計上や、各担当者の記録や商館地の記録などの原始記録などに基づく、資本評価の作成が想定されるのである。それゆえ、必ずしも「元帳の勘定残高 → 資本評価」というような誘導的な手続きがとられたわけではないといえよう。結果的に、この当時の元帳における資本勘定の金額と資本評価における資本評価額、さらには資本台帳の金額は、必ずしも連動していないといえる。

元帳については、複式簿記導入の目的にもあるように、主に商品に関して国内外の仕入・売上における受払い、有高、商品ごとの売買損益を本社会計帳簿一冊に整理、集約していることに意味があると考えられる。当然ながら債権債務も同様に集約されており、海外商館に対する債権債務額も一括して本社の元帳で把握することができたのである。しかも、元帳は、持ち運びが可能であり、経営陣（場合によっては出資者も）<sup>84)</sup> が閲覧することができ、彼らは、一冊の会計帳簿から、主に貿易の成果ともいえる種類別の商品ごとの売買損益、売残商品などや現金、債権債務の残高も確認でき、ある程度の財務内容をうかがい知ることができたと考えられるのである。なお、第1回目の作成方法については特定できなかったため、今後の検討課題とする。

#### 参考・引用文献

- Arnold, A. J. and McCarthy, S. [2008] “The Transition to Financial Capitalism and its Implications for Financial Reporting: Evidence from the English canal companies,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 21, No. 8, pp. 1185-1209.
- Baladouni, V. [1983] “Accounting in the Early Days of the East India Company,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 10, No. 2, pp. 63-80.
- [1986a] “Financial Reporting in the Early Years of the East India company,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 13, No. 1, pp. 19-30.
- [1986b] “Esat India Company’s 1783 Balance of Accounts,” *Abacus*, Vol. 22, No. 2, pp. 59-64.
- [1990] “An Early Attempt at Balance Sheet Classification and Financial Reporting,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 17, No. 1, pp. 27-45.
- Bryer, R. A. [2000] “The History of Accounting and the Transition to Capitalism in England. Part Two: Evidence,” *Accounting, Organizations & Society*, Vol. 25, No. 4/5, pp. 327-381.
- Chaudhuri, K. N. [1965] *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Com-*

84) 帳簿は会計担当者のいる部屋で保管されていたことがうかがえる (Sainsbury [1938] p. 178)。

1673年7月25日の理事会では、会計担当役などは、会社の帳簿を理事の特別な指示がない限り、買手や他者に見せてはならないよう伝えられている (Sainsbury [1938] p. 250)。

またある時は、第3回面も資本評価に際して、帳簿に関して全ての出資者が閲覧できるようにすることが申し合わされた (Sainsbury [1938] p. 189)。

ただし、1630年代半ば頃までは、出資者も自由に閲覧することができていたが、当時の総裁 Maurice Abbot らは、会社の書簡および会計記録について、理事会の許可がなければ、それらを閲覧できないことを決定した (Sainsbury (W) [1892] pp. 613-614)。

- pany 1600-1640*, London.
- [1978] *The Trading World of Asia and The English East India Company 1660-1760*, Cambridge.
- Edwards, J. R. [1989] *A History of Financial Accounting*, London.
- Gardner, B. [1971] *The East India Company*, London (浜本正夫訳 [1989] 『イギリス東インド会社』リプロポート).
- Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] *The Lawes or Standing Orders of the East India Company*, England, (reprinted ed., Germany, 1968).
- Lee, T. A and Parker, R. H. [1979] *The Evolution of Corporate Financial Reporting*, Middlesex.
- McCarthy, S. and Arnold, A. J. [2002] “Financial reporting in the context of crisis: reconsidering the impact of the ‘mania’ on early railway accounting,” *European Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, pp. 401-417.
- Moir, M. [1988] *A General Guide to The India Office Records*, London.
- Sainsbury, E. B. [1907/1909/1912/1913/1916/1922/1925/1929/1932/1935] *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company 1635-1676*, Oxford.
- Sainsbury, W. N. [1892] *Calendar of State Papers, Colonial Series, East Indies and Persia, 1630-1634*, Vol. 8, London (reprinted ed., Vaduz, 1964).
- Scott, W. R. [1910] *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. II, Cambridge.
- Takatera, S. [1967] “Early Experiences of the British Balance Sheet,” *The Kyoto University Economic Review*, Vol. 37, No. 2, pp. 34-47.
- Winjum, J. O. [1970] *The Role of Accounting in the Economic Development of England: 1500 to 1750*, Urbana, Illinois.
- Yamey, B. S. [1949] “Scientific Bookkeeping and the Rise of Capitalism,” *The Economic History Review*, 2nd Series, Vol. I, No. 2 & 3, pp. 99-113.
- [1956] “Introduction,” in A. C. Littleton and Yamey, B. S (eds.), *Studies in the History of Accounting*, London, 1956, pp. 1-13.
- [1970] “Closing the Ledger,” *Accounting and Business Research*, Vol. 1, pp. 71-77.
- [1977] “Some Topics in the History of Financial Accounting in England, 1500-1900,” in W. T. Baxter and Davidson, A. (eds.), [1977] *Studies in Accounting*, London. pp. 11-34.
- 浅田 実 [1984] 『商業革命と東インド貿易』法律文化社。
- 岩田 巖 [1955] 「二つの簿記学——決算中心の簿記と会計管理のための簿記——」『産業経理』, 第15巻第6号, 8-14頁。
- 大塚久雄 [1969] 『株式会社発生史論』岩波書店。
- 小島男佐夫 [1965] 『複式簿記発生史の研究 (改訂版)』森山書店。
- 佐々木重人 [2010] 『近代イギリス鉄道会計史——ロンドン・ノースウェスタン鉄道会社を中心に』国元書房。
- 杉田武志 [2012] 「17世紀ロンドン東インド会社における複式簿記導入の目的」『日本簿記学会年報』第27号, 95-105頁。
- [2013] 「17世紀における時価評価の実態——イギリス東インド会社の時価評価実務 (1664-1694)——」渡邊泉編著『歴史から見る公正価値会計——会計の根源的な役割を問う

- 』森山書店，第5章所収，81-102頁。
- 高寺貞男 [1965] 「イギリス式貸借対照表の初期の経験」『経済論叢（京都大学）』，第95巻第5号，23-44頁。
- [1966] 「イギリス式貸借対照表の原型」『會計』，第89巻第1号，87-106頁。
- [1969] 「イギリス式貸借対照表の起源について」『経済論叢（京都大学）』，第103巻第6号，53-60頁。
- [1973] 「イギリス式貸借対照表前史」関西学院大学会計学研究室編『現代会計の史的研究』森山書店。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- [1993] 「財務諸表の史的展開——現代的財務諸表の淵源と確立——」『産業経理』，第53巻第3号，90-104頁。
- [1999] 「複式簿記の機能的発展——財産計算システムとしての複式簿記の誕生と展開——」『国民経済雑誌』，第179巻第4号，1-18頁。
- ・高須教夫・山地秀俊 [1993] 『アメリカ会計成立史論』神戸大学経済研究所。
- 中村萬次 [1991] 『英米鉄道会計史研究』同文館出版。
- 西村孝夫 [1960] 『イギリス東インド会社史論（改訂版）』啓文社。
- 橋本武久 [2008] 『ネーデルラント簿記史論』同文館出版。
- 羽田 正 [2007] 『東インド会社とアジアの海』講談社。
- 茂木虎雄 [1994] 『イギリス東インド会社社会計史論』大東文化大学経営研究所。
- 村田直樹 [1995] 『近代イギリス社会計史研究——運河・鉄道会計史』晃洋書房。
- 渡邊 泉 [1993] 『決算会計史論』森山書店。
- [2007] 「18世紀イギリスに登場した残高表——貸借対照表の萌芽——」『大阪経大論集』，第58巻第1号，1-12頁。

#### 参考・引用史料

- British Library, IOR/B/31, 35, Court Minutes.
- British Library, IOR/ H/4, Home Miscellaneous Series.
- British Library, IOR/L/AG/1/1/2-11, General Ledgers, 1664-1713.
- British Library, IOR/L/AG/1/5/1-9, General Cash Journals, General Commerce Journal, 1664-1713.
- British Library, IOR/L/AG/1/6/1, 4-5, General Commerce Journal, 1671-1673, 1694-1713.

(付記)

本稿は JSPS 科研費 若手研究 (B) : 課題番号 (23730460) による研究成果の一部である。